二　第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	
三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	
四・五　［略］	四・五　［略］	
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	

二　第四条第一項第二号の危険区域の施設設置制限	二　危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	
三　第四条第一項第三号の防火のための空地	三　森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。	
四・五　［略］	四・五　［略］	
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	

六の二　第四条第一項第五号の二の危険区域内の原料薬品貯蔵所	六の二　危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。	
七　［略］	七　［略］	
八　第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁	八　煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四第十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の	

［新設］	七　［略］	
	八　第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁	

［新設］	七　［略］	
	八　煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四第十五項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬	